

大口町告示第41号

大口町一般不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月29日

大口町長 鈴木雅博

大口町一般不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町一般不妊治療費助成事業実施要綱（平成19年大口町告示第96号）の一部を次のように改正する。

第3条中「人工授精の治療を受けた者」を「人工授精の治療を受けた妻の年齢が43歳未満の夫婦」に改め、同条に後段として次のように加える。

なお、妻の年齢は人工授精の治療開始時点の年齢をいう。

様式第3中

「3 異議申し立て等

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大口町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、大口町を被告として（大口町長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。」を

削る。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に人工授精の治療を受けている夫婦のうち、治療開始時の妻の年齢が43歳以上の場合であっても、その治療に係る助成期間が終了するまでは助成の対象とする。